

令和4年10月4日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

次世代育成・デジタル戦略推進特別委員会資料

デジタル戦略の推進について

1	国の動向	1
(1)	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針	1
(2)	自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画	1
(3)	デジタル改革関連法	2
(4)	デジタル庁	2
(5)	デジタル社会の実現に向けた重点計画	2
2	県の取組	3
(1)	かながわICT・データ利活用推進計画	3
(2)	かながわICT・データ利活用推進戦略	3
(3)	推進体制等	4
(4)	具体的な取組	5
ア	行政のデジタル化	5
イ	くらしのデジタル化	8
ウ	情報セキュリティ	12
エ	デジタル化を支える基盤	14

1 国の動向

(1) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

デジタル社会の将来像、I T基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について明らかにした政府の基本方針で令和2年12月に策定

○デジタル社会のビジョン

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会

○デジタル社会の基本原則

- ① オープン・透明
- ② 公平・倫理
- ③ 安全・安心
- ④ 継続・安定・強靱
- ⑤ 社会課題の解決
- ⑥ 迅速・柔軟
- ⑦ 包摂・多様性
- ⑧ 浸透
- ⑨ 新たな価値の創造
- ⑩ 飛躍・国際貢献

(2) 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画

自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめた計画で令和2年12月に策定、令和4年9月に改定

○計画期間

令和3年1月から令和8年3月まで

○重点取組事項

- ① 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ② マイナンバーカードの普及促進
- ③ 自治体の行政手続のオンライン化
- ④ 自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑤ テレワークの推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

(3) デジタル改革関連法

基本方針の実現に向け、令和3年5月12日に成立

- ① デジタル社会形成基本法
- ② デジタル庁設置法
- ③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

(4) デジタル庁

デジタル社会の形成を強力に推進するための司令塔として令和3年9月に創設

(5) デジタル社会の実現に向けた重点計画

政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定め、かつ各省庁の取組の工程表とスケジュールを明らかにした計画で令和4年6月に策定（改定）

○ 6つの方針

- ① デジタル化による成長戦略
- ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③ デジタル化による地域の活性化
- ④ 誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤ デジタル人材の育成・確保
- ⑥ D F F T（信頼性のある自由なデータ流通）の推進を始めとする国際戦略

2 県の取組

(1) かながわ I C T ・ データ利活用推進計画

ア 概要

I C T 及びデータを積極的に利活用し、県民の安全安心や利便性の向上を図る「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政の情報化」を進めるため、「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画」(以下「計画」という。)を令和元年 7 月に策定

イ 位置付け

- 官民データ活用推進基本法に基づく都道府県官民データ活用推進計画
- かながわグランドデザイン及び行政改革大綱を I C T 及びデータの利活用の側面から支える計画

ウ 計画期間

令和元年度から 4 年度までの 4 年間

エ 構成

柱Ⅰ くらしの情報化

- ① I C T 及びデータを利活用した県民サービスの提供
- ②官民情報共有・整備の推進
- ③県民サービスの更なる電子化の推進

柱Ⅱ 行政の情報化

- ④行政事務の更なる電子化の推進
- ⑤クラウド適用の原則化
- ⑥ I C T ガバナンスの強化
- ⑦情報化人材の確保

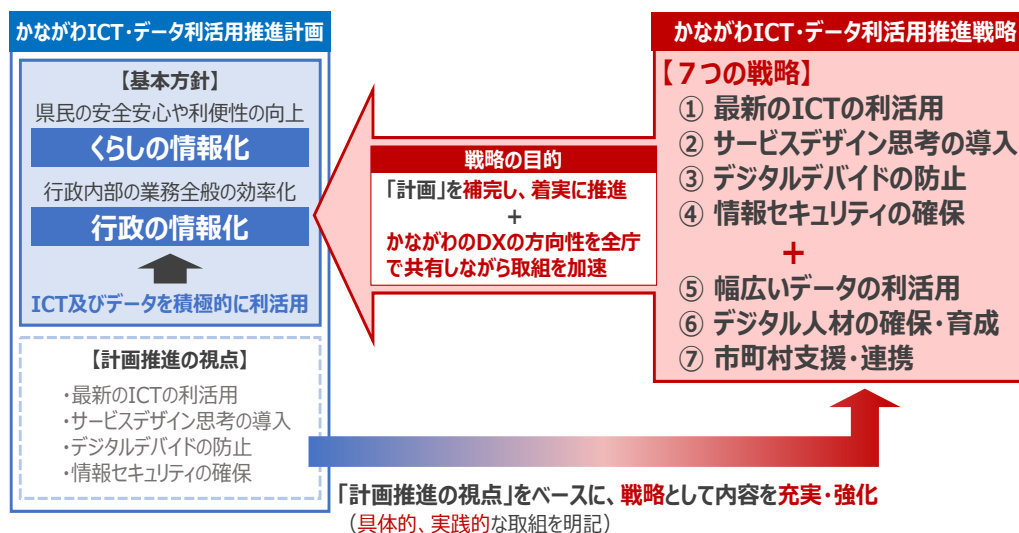
(2) かながわ I C T ・ データ利活用推進戦略

ア 必要性と位置付け

コロナ禍により顕在化したデジタル化の遅れに対応し、D X の加速化を図るため、計画を補完する方策として令和 3 年 12 月に策定

イ 基本的な考え方

計画に位置付けられていた「計画推進の視点」4つに、コロナ化を契機として改めて重視すべきと考えられる3つを加えた7つを戦略として位置付け



(3) 推進体制等

CIO兼CDO及びデジタル行政担当局長の下、「行政の情報化」をより一層加速化するとともに、各局の「くらしの情報化」の取組みを支援するため、デジタル戦略本部室を設置

ア ステアリング・コミッティ

CIO兼CDOと各局局長等とがDX推進に係る合意形成を図るとともに、課題の共有並びに解決に向けた調査、検討及び提案を実施

イ プロジェクトマネジメント支援

大規模な情報システムを開発する所管所属との間で、プロジェクトの進捗状況及び課題を共有するとともに、所管所属に対し、課題解決のための技術的・専門的な助言・指摘などの支援を実施

(4) 具体的な取組

ア 行政のデジタル化

(7) R P A ・ A I の活用

a R P A

定型的な業務の効率化を図ることができる R P A (Robotic Process Automation の略) を積極的に活用、令和 4 年 8 月末時点で 46 業務に導入

■ 導入業務数の推移

年度等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年8月
業務数	5	18	16	7
累計	—	23	39	46

b A I - O C R

届出や報告書などに記載された手書き文字などを、A I の活用により、高い精度でデータ化することができる A I - O C R サービスを利用、令和 4 年 8 月末時点で 18 帳票に導入

■ 導入帳票数の推移

年度	令和3年度	令和4年度
導入帳票数 (累計)	16	18

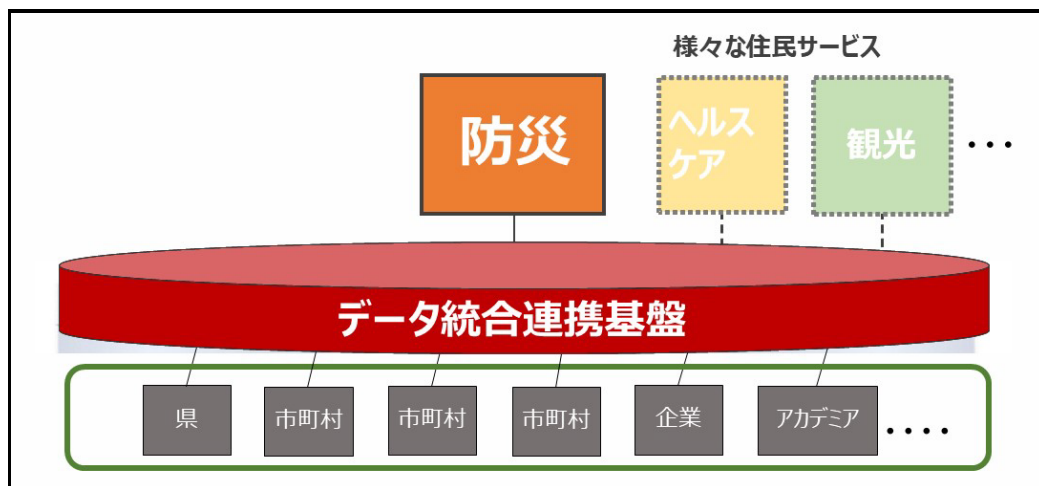
(イ) データの利活用

a データ統合・分析基盤の整備

県庁内外に散在するデータを収集・統合して、E B P M や官民データの連携に活用するため、以下の取組を実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策での先行導入
- ・ 県と市町村での共同利用に向け、有識者等による検討会の実施 (共同利用における個人情報の扱い等のルールも策定中)
- ・ 防災分野での活用に向けた市町村との実証事業の実施

■ データ統合・分析基盤のイメージ



b データ分析支援

業務課題に応じた庁内でのデータ分析の支援を実施

(ウ) デジタル人材の育成

- 日々進化するデジタル技術を手段として活用し、県のDXの取組を牽引・推進できる次の職員を育成するため「神奈川県デジタル人材育成方針」を令和4年3月に策定し、研修を実施

・ 事業系デジタル人材

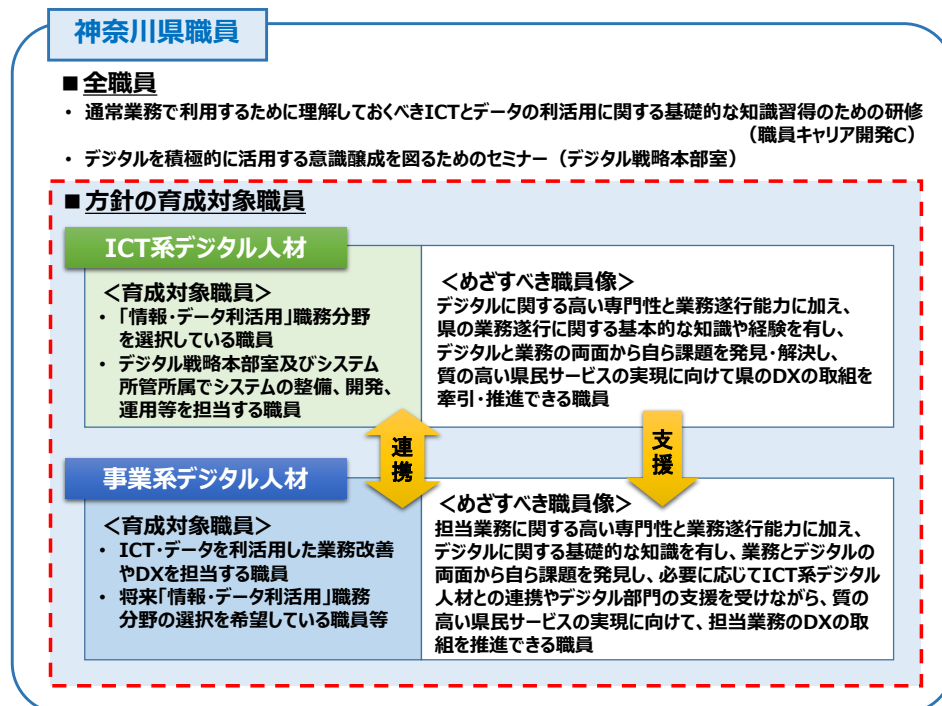
各所属で業務とデジタルの両面から自ら課題を発見し、業務改善やDX等を推進できる職員

・ ICT系デジタル人材

デジタルに関する高い専門性等を有し、デジタルと業務の両面から自ら課題を発見・解決でき、質の高い県民サービスの実現に向けて、県のDXの取組を牽引・推進できる職員

- 職員の主体的なDX推進への意識醸成に向け、CIO兼CDOや現場でDXに取り組む職員を講師として定期的に職員向けセミナーを実施

■ 対象職員及びめざすべき職員像



(イ) 県市町村デジタル推進会議

- 県及び県内の市町村が連携・協調して、自治体DXの推進や様々なデジタル分野における共通かつ広域的な課題について対応するための会議で令和3年11月に設置、これまで2回開催
- この会議の下部組織として、各自治体の自治体DXの対応状況や課題解決に向けた情報交換及び具体的な検討を行う場として担当者会議を設置、令和4年2月に開催

(オ) 文書管理における電子決裁の拡大

業務の効率化を目指し、平成30年4月から行政文書管理システムを導入

電子決裁を原則とした運用を行い、電子決裁率は全庁平均で92.7%（令和4年8月末時点）となっており、引き続き電子決裁率100%を目指す

■ 電子決裁率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年8月
全庁平均	32.9%	56.8%	86.8%	92.7%

(カ) 電子契約の推進

- 令和4年1月から5月まで実証実験実施
- 電子署名を行う権限、セキュリティ対策などを検討し、契約相手方となる事業者にも十分な説明を行った上で導入を推進

(キ) 企業局における現場業務の遠隔化

- 企業局では、令和3年度から相模発電所に設備の状態信号等を遠隔で収集・解析できるスマート保安システムを導入し、遠隔化の検証を実施
- 令和4年度からは、クラウドサービスを活用した水質監視体制の強化を進めているほか、水道営業所や浄水場等にウェアラブルカメラを配備し、遠隔臨場への取組を推進

(ク) 教育委員会ネットワーク基盤整備

県立学校等の教育機関が利用する教育委員会ネットワークにおいて、情報機器の安定利用、情報セキュリティの向上を図るとともに、既存のサーバの一部をクラウドに移行するなど、基盤整備を実施

イ くらしのデジタル化

(7) 行政手続のオンライン化

新規の行政手続は原則オンライン化、既存の手続は添付書類の簡素化や押印の廃止など業務プロセスを見直し、最終的には全ての行政手続がオンライン化できるよう取組を推進

a オンライン化の推進

令和3年度は、特に年間取扱件数が1,000件以上の手続を優先してオンライン化を実施、令和4年度もこの方針に従って実施

■ 行政手続のオンライン化の推移 (e-kanagawa 電子申請)

年度	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年7月末
手続数	100 手続	121 手続	324 手続	367 手続
申請・届出 件数	141,162 件	326,959 件	697,926 件	194,679 件

b オンライン利用率向上の取組

各手続窓口において電子申請案内ちらしを配布、県公式ウェブサイトにおいて各手続のリンク URL 及び 2 次元バーコードを掲載

■ 行政手続等のオンライン利用率

令和2年度 35.9%

※「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査について（依頼）」の調査結果より

◇ 企業局における申請手続きのオンライン化

- 水道の使用開始・休止など、取扱件数の多い手続きについて e-kanagawa 電子申請による方法だけではなく、LINE やウェブサービスを活用してオンライン化を推進。令和3年度の実績は約3万2千件
- 水道工事に係る申請手続きにおいて、平成31年4月からはウェブサービスによる管路情報図の閲覧を開始。さらに、令和3年5月からは給水装置工事申請に係る進捗状況の確認を行えるように整備

(イ) 公金収納のキャッシュレス化

県民の利便性向上及び感染症防止対策のため、手数料・施設使用料等の公金収納のキャッシュレス化を推進

a 県民利用施設における使用料等のキャッシュレス化

- 現金決済件数が年間1,000件以上の施設から導入、令和3年度は県直営施設の4施設に導入

- 今後、年間 1,000 件未満の施設についても、経費を考慮しながら導入を進め、原則として全ての施設にキャッシュレス決済を導入予定

■導入済県民利用施設一覧表

令和4年8月末時点

年度	施設名	利用開始時期
令和3年度	かながわ農業アカデミー	令和4年3月
	煤ヶ谷診療所	
	金沢文庫	
	歴史博物館	
令和4年度	かながわ労働プラザ	令和4年4月
	武道館	令和4年7月
	愛川ふれあいの村	令和4年8月
	西湘スポーツセンター	

b 行政機関窓口における手数料等のキャッシュレス化

- 決済件数に関わらず導入予定
- 今後、利便性を考慮し、決済件数の多少により決済手段を検討

c オンライン申請等に伴う手数料等の決済手段の拡大

- 令和3年3月にクレジットカード決済を導入
- 令和4年3月に二次元コード、電子マネー、キャリア決済等の決済手段を導入

d 納付書等による現金納付のキャッシュレス化

金融機関に赴くことなく納付することができるよう、仕組みを構築した上で、キャッシュレス決済の導入を推進

e 手数料等の納付における収入証紙の廃止とキャッシュレス化

手数料等の収納について、課題を整理したうえで、収入証紙を廃止し、キャッシュレス決済の導入を推進

f 企業局における上下水道料金収入の収納方法のキャッシュレス化

企業局では、水道使用者による上下水道料金の収納方法として、平成 24 年 10 月にクレジットカードによる収納方法を導入し、その後順次キャッシュレス決済による収納方法の拡大を進め、令和 3 年度における実績は約 8 万件

(ウ) 電子自治体共同運営サービスの運用

- 平成 16 年 9 月に県と県内市町村等 32 団体で構成する協議会を設立
- 平成 17 年度から電子自治体共同運営サービス(電子申請システム、施設予約システム、電子入札システム)を提供
- 参加団体の財政的・人的負担の軽減を図りつつ、県民生活の利便性の向上と行政事務の簡素化・効率化を推進

(イ) オープンデータの取組

- 新型コロナウイルス感染症のモニタリングデータなどオープンデータの公開数の拡充やデータの機械判読性向上の取組を推進
- 県内各市町村のオープンデータ等の取組状況に応じた研修や相談対応などの支援を実施、県全体の官民データ利活用の取組を推進

■オープンデータ数の推移(累計)

令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年 8 月末
123	129	219	221

(オ) ヘルスケア ICT システムの推進

- 県民の未病改善に向け、県民自らが自身の健康情報を一元的に管理する仕組みとして、スマートフォンで歩数や体重など日々の健康記録やお薬情報を記録・管理できるアプリケーション「マイ M

- E-BYOカルテ」を運用
- 電子母子手帳などの民間アプリや国のマイナポータルとの連携により、健康情報の収集・蓄積を図るとともに、その利活用を推進

■マイME-BYOカルテ登録者数の推移 令和4年9月12日現在時点

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数	2,724	15,658	52,380	1,219,828
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	1,267,129	1,286,586	1,309,591	1,314,563

(カ) ウェブアクセシビリティの推進

a 情報アクセシビリティ推進要綱

誰もがICTの利便を享受できる環境を整備し、情報への円滑なアクセスを確保することを目的として平成15年4月に策定

b ウェブアクセシビリティの保持及び推進

毎年、専門の事業者によるJIS規格適合試験や、公式ウェブサイト全体に対する一括検証を実施し、適宜ウェブページの修正を実施

(キ) 校内無線LANの整備

国のGIGAスクール構想により、教育の情報化が加速し、無線LANを利用したタブレット型端末の利用など教育活動におけるネットワーク利用が常態化している中、その基盤となるインフラ整備を実施

ウ 情報セキュリティ

(ア) 神奈川県情報セキュリティポリシーの運用

a 情報セキュリティポリシー

県が所管する「情報資産」を様々な脅威から守り、情報セキュリティを確保するための対策に関する統一かつ基本的な方針や、情報システム等に共通の情報セキュリティ対策基準として平成

15年3月に策定

情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に適切に対応するため、随時見直し

b 情報セキュリティ監査等

職員の情報セキュリティへの意識向上及び県の情報セキュリティ確保のため、当該ポリシーに基づき、情報セキュリティ監査や職員アンケートを毎年実施

(イ) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の運用

- デジタル戦略本部室を対象に情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準である ISO/IEC 27001:2013（JIS Q 27001:2014）認証を平成 30 年 2 月 9 日付けで取得、毎年第三者機関の外部監査を受けて認証を維持
- デジタル戦略本部室の情報管理水準が適正・適切であることを客観的かつ網羅的に外部認証機関から評価されていることを対外的にも示すもの

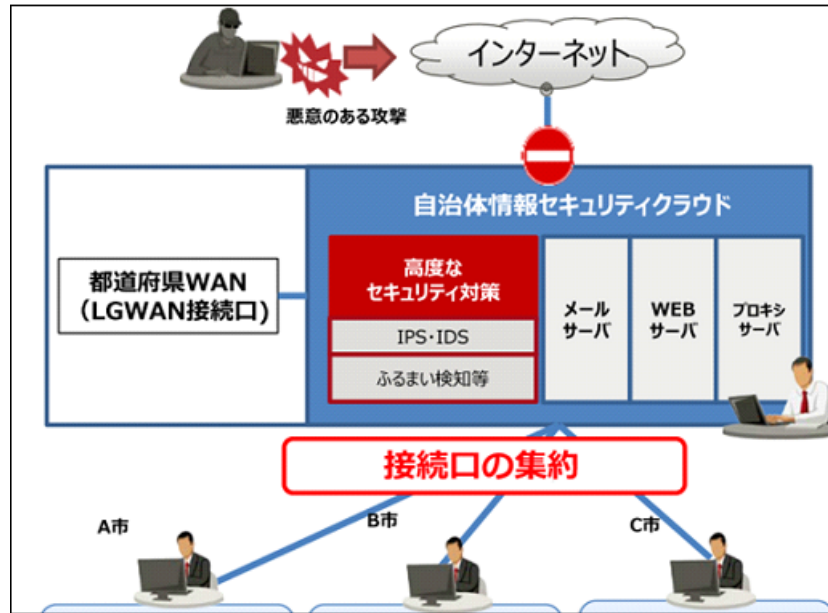
(ウ) 神奈川県 ICT 部門業務継続計画の運用

災害時等に県の非常時優先業務を支える情報システムやネットワーク等を稼働、継続させるため、神奈川県業務継続計画の個別計画として策定

(I) 神奈川情報セキュリティクラウドの構築・運用

- 県と県域市町村等のインターネット接続口を 1 か所に集約し、より高い水準のセキュリティ対策を行うため、平成 28 年度に構築
- 令和 5 年度から現在の情報セキュリティレベルを維持しながら、利便性や効率性も向上させた次期 K S C を運用開始予定
- 令和 4 年度は、次期 K S C の利用に係る参加団体及び次期 K S C 事業者との三者協定書を締結し、着実な移行に向けて参加団体との調整を実施

■ 情報セキュリティクラウドの概要図

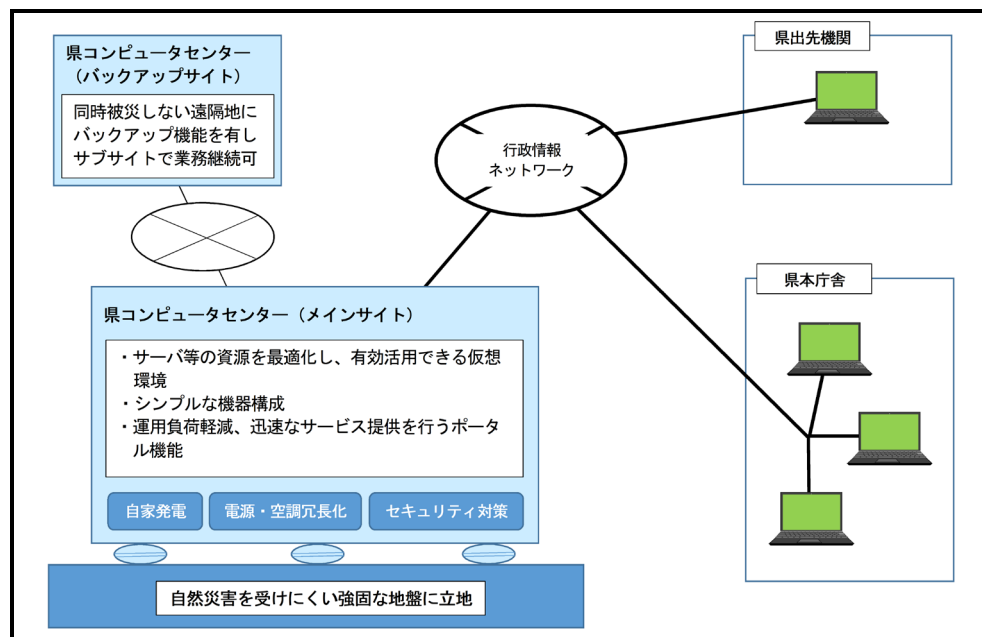


エ デジタル化を支える基盤

(ア) コンピュータセンターの運用

- 大規模地震等の自然災害が発生しても、システム稼働を維持し業務継続を図るため、平成27年度から災害に強い民間データセンター内に設置
- 情報システムの全体最適化を実現するサーバ集約拠点として、最新の仮想化技術などを活用し、安全かつ安定・効率的なシステム基盤を提供

■ コンピュータセンターの概要図



(イ) 庁内ネットワークの運用

全庁共通の I C T 基盤として、コンピュータセンターと本庁各庁舎や出先機関約 400 拠点などを回線や有線・無線の機器で接続する全庁ネットワーク網を提供

(ウ) 共通利用パソコンの運用

平成 30 年度より順次職員が利用するパソコンのモバイル化を進め、令和 4 年 2 月末に完了
(13,323 台)

■ 整備台数の推移 (累計)

※各年度当初

年度	平成31年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
台数	6,329	10,267	11,790	13,323